

### 新型コロナウイルスワクチン接種 1・2 回目の接種はお済みですか？

接種対象となる 12 歳（12 歳の誕生日を迎えた方）以上の全ての年代の方への接種を進めています。接種は、下記の医療機関で行っています。接種を希望される方で、まだ接種を受けていない方は、できる限り早めに接種を受けましょう。

\* 令和 3 年度中に 12 歳になる方には、誕生日の翌月に接種券をお送りします。接種券が届いたら、予約・接種ができます。

#### ■ 接種場所

地区	No	医療機関名	所在地	地区	No	医療機関名	所在地
十王	1	たかはし小児科医院 <b>小</b>	十王町友部東 3-8-14	多賀	8	多賀クリニック <b>小</b> 妊	国分町 2-1-2
	2	永井ひたちの森病院 <b>小</b> 妊	小木津町 966		9	石川内科ファミリークリニック <b>小</b> 妊	桜川町 3-11-15
	3	田尻ヶ丘病院 <b>小</b> 妊	田尻町 3-24-1		10	根道ヶ丘クリニック <b>小</b>	大沼町 4-9-1
本庁	4	日鉦記念病院	神峰町 2-12-8	南部	11	大森内科医院 <b>小</b> 妊	大みか町 2-5-16
	5	立花クリニック <b>小</b> 妊	幸町 1-7-7		12	久慈茅根病院 <b>小</b> 妊	久慈町 4-16-10
多賀	6	ひたち医療センター	鮎川町 2-8-16		13	日立港病院 <b>小</b> 妊	みなと町 11-10
	7	小泉チルドレンズクリニック <b>小</b>	鮎川町 3-1-21				

\* 12 歳～ 15 歳の方は、医療機関欄に **小** と記載されたところで、また、妊娠中の方は、妊 と記載されたところで接種を受けることができます。それ以外の方は、どこでも受けることができます。

#### ■ 予約方法

インターネットまたは電話（コールセンター）で市が一括して予約を受け付けます。

\* 原則、医療機関では、予約を受け付けていません。

##### インターネット予約 (24 時間)

右記QRまたは市のホームページから、「ワクチン接種 予約方法」で検索してください。



##### コールセンターへ電話予約 (8:30 ~ 17:15) 土・日曜日、祝日も対応

【予約先】  
ワクチン接種ひたちコールセンター  
【電話番号】  
**050-3646-5466**

### 3 回目接種の準備を進めています

新型コロナウイルスワクチンについて、国は、2 回の接種を終えた全ての希望者を対象に、3 回目の追加接種を実施する方針を発表しています。

日立市でも、円滑かつ確実に 3 回目の接種を行うことができるよう準備を進めています。

詳細が決まり次第、市報などでお知らせします。

## PCR 検査

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び症状の重症化を予防するために、全ての市民を対象に、本人希望による検査費用の一部を助成します。

**対象** 無症状の方で、検査を希望する市民のかた  
\*回数制限なし。濃厚接触者などで、行政検査の対象者及び既陽性者の陰性確認は除く。

**検査方法** だ液によるPCR検査（自宅で採取しただ液（検体）を提出）を行います。詳しくは、予約後に通知します。

**提出場所** 保健センター \*3密を回避するために提出時間を指定します。

**自己負担金** 2,000円

\*提出日当日のお支払いとなります。生活保護を受けている方または世帯の全員が市・県民税非課税の方は無料（予約の際にお申し出ください）。

### 【12月の検査日・予約締切日】

検査日	予約締切日 (午後5時まで)	検査日	予約締切日 (午後5時まで)
12月1日(水)	11月24日(水)	12月15日(水)	12月8日(水)
12月6日(月)	11月29日(月)	12月20日(月)	12月13日(月)
12月8日(水)	12月1日(水)	12月22日(水)	12月15日(水)
12月13日(月)	12月6日(月)	12月27日(月)	12月20日(月)

**申し込み** 電話で、健康づくり推進課 TEL 21-3300へ

## 小学校などの臨時休業に対応した個人事業主への支援金

国の緊急事態宣言による小学校などの臨時休業に伴い、お子さんの世話をを行うために仕事ができなくなった個人事業主に対し、支援金を支給します。

**対象** 厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」（委託を受けて個人で仕事をする方が対象）の支給対象とならない方で県の実施する「営業時間短縮要請協力金」の支給を受けていない方のうち、次の全ての事項に該当するかた

- 小学校などの臨時休業に対応した保護者であるため、休業を余儀なくされた個人事業主
- 令和3年9月1日時点において市内に事業所などを有する方
- 申請時点において、市税に未納がない方
- 暴力団関係者でない方

「小学校など」とは…

小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園などを指します。

**支給額**

7,500円×休業した日数（最大20日間）

**対象期間**

令和3年9月1日(水)～9月30日(木)

\*土・日曜日、祝日は除く

**申請方法** 来年1月31日(月)（必着）までに、必要書類（右記QRからダウンロードできます）を直接か郵送、メールで  
商工振興課 メール shoko@city.hitachilg.jpへ



**問合せ** 商工振興課 内線 429



### 厚生労働省が実施する小学校などの休業への対応に関する支援

■小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方が対象）についてはこちら！



■小学校休業等対応助成金（子どもの世話が必要な従業員を休ませた事業主が対象）についてはこちら！

